

○ 農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日13経営第356号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第3 農業者の手続等</p> <p>本要綱の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の融資を受けようとする者（以下「借入希望者」という。）の手続等は次に定めるところによるものとする。</p> <p>1 経営改善計画書の作成等</p> <p>(1) 借入希望者は、</p> <p>ア これまでの経営状況はどうなっているのか</p> <p>イ 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか</p> <p>ウ 経営改善計画は実行可能か</p> <p>エ 経営改善計画が実行された場合に収支はどうか、融資返済は可能か</p> <p>等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする経営改善計画書を別紙1の(2)又は(3)により作成し、別紙2による借入申込書（農業信用基金協会による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要）とともに、(3)に定める融資機関に提出するものとする。</p> <p>なお、東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。</u>）である感染症をいう。以下同じ。）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」とい</p>	<p>第3 農業者の手続等</p> <p>本要綱の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の融資を受けようとする者（以下「借入希望者」という。）の手続等は次に定めるところによるものとする。</p> <p>1 経営改善計画書の作成等</p> <p>(1) 借入希望者は、</p> <p>ア これまでの経営状況はどうなっているのか</p> <p>イ 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか</p> <p>ウ 経営改善計画は実行可能か</p> <p>エ 経営改善計画が実行された場合に収支はどうか、融資返済は可能か</p> <p>等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする経営改善計画書を別紙1の(2)又は(3)により作成し、別紙2による借入申込書（農業信用基金協会による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要）とともに、(3)に定める融資機関に提出するものとする。</p> <p>なお、東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u>）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」という。）にあっては、別紙1の(4)又は(5)の経営改善計画書をもって別紙1の(2)又は(3)の</p>

改正後	現 行
<p>う。) には、別紙1の(4)又は(5)の経営改善計画書をもって別紙1の(2)又は(3)の経営改善計画書に代えることができるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>経営改善計画書に代えることができるものとする。</p> <p>(以下略)</p>

附 則 (令和3年2月12日2経営第2868号)
この通知は、令和3年2月13日から施行する。